

○静岡県警察音楽隊の設置等に関する訓令

(昭和 36 年 6 月 10 日静岡県警察本部訓令第 5 号)

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、静岡県警察音楽隊（以下「音楽隊」という。）の任務、編成、及び運用に関し、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第 2 条 音楽隊は、音楽を通じて職員の士気を高め、情操を豊かにするとともに、警察の広報活動の一環として、県民との融和を図り、警察活動の効果的な推進に寄与することを任務とする。

(組織及び編成)

第 3 条 音楽隊は、隊長、副隊長、楽長及び隊員（以下「音楽隊員」という。）をもって組織する。

2 音楽隊は、音楽の素質があり、音楽隊員として適当と認める職員をもって編成する。

(任命)

第 4 条 隊長にあつては県本部広報課長を、副隊長にあつては県本部広報課次席をもって充てる。

2 楽長は、県本部広報課の課員の中から適任と認められる者を隊長が任命する。

(隊長等の任務)

第 5 条 隊長は、隊務を掌理し、副隊長以下を指揮監督するとともに、演奏及び訓練の実施並びに楽器の整備保管の責に任ずるものとする。

2 副隊長は、隊長を補佐し、隊長不在又は事故あるときは、その事務を代行する。

3 楽長は、隊長及び副隊長の指揮を受け、音楽技術の指導及び演奏の指揮を行うものとする。

(教養訓練)

第 6 条 音楽隊は、演奏技術の向上を図るため、常に教養訓練を行うとともに、職員としての必要な警察法規、警察実務等の教養に努めなければならない。

2 音楽隊の教養計画及び時間割は、隊長が定める。

3 音楽隊は、必要に応じ、部外講師を招くことができる。

(勤務時間等)

第 7 条 音楽隊員（会計年度任用職員を除く。）の週休日及び勤務時間の割振りについては、静岡県警察職員の勤務時間、休日、休暇等の管理に関する訓令（平成 7 年県本部訓令第 7 号）及び静岡県警察職員の勤務制の指定並びに特例勤務に従事する職員の週休日及び勤務時間の割振りの基準について（平成 7 年甲通達警第 17 号）に定めるところによる。

2 前項以外の音楽隊員については、別に定める。

(服務)

第8条 音楽隊員は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 任務を自覚し、隊長を中心に団結し、常に品性を養い、技能の向上に努めること。
- (2) 常に容姿を端正にし、品位の保持に努めること。
- (3) 楽器その他の用具の保管取扱いについては、亡失又は損傷することのないよう、常に細心の注意を払うこと。

(点検)

第9条 隊長は、隊員の服装及び楽器その他の用具の保管手入れの状況について、毎月1回以上点検を行わなければならない。

(派遣基準)

第10条 音楽隊の派遣は、次の各号のいずれかに該当し、本部長が命じた場合に行うものとする。

- (1) 警察が主催する儀式又は行事の場合
- (2) 公共団体その他が主催する行事で、警察と県民との融和又は警察広報に効果があると認める場合
- (3) その他本部長が必要と認めた場合

(派遣要請)

第11条 部外からの派遣要請は、所属長を経由し、演奏日の3か月前から演奏日の前月の10日までに、警察音楽隊派遣依頼申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)により申請するものとする。

2 部内からの派遣要請は、演奏日の前月の10日までに申請書により申請するものとする。

(経費)

第12条 音楽隊の派遣に要する経費は、原則として主催団体等に負担させないものとする。

(記録簿)

第13条 音楽隊は、音楽隊出動記録簿(様式第2号)を備え、必要事項を記載しなければならない。

(各所属長の協力)

第14条 各所属長は、音楽隊の教養訓練、派遣等について積極的に協力するものとする。

(細目的事項)

第15条 この訓令に定めるもののほか、音楽隊の運用に関し必要な事項は、県本部広報課長が別に定める。

附 則

- 1 この訓令は、昭和 36 年 6 月 10 日から施行する。
- 2 静岡県警察音楽隊規程（昭和 31 年静岡県警察本部訓令第 10 号）は、廃止する。
- 3 この訓令施行の際、現に従前の規程により音楽隊員である者は、別に辞令を用いなくても、この訓令によって音楽隊員に任命されたものとする。

附 則(昭和 49 年 5 月 1 日県本部訓令第 16 号)

この訓令は、昭和 49 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 56 年 10 月 31 日県本部訓令第 20 号)抄

- 1 この訓令は、昭和 56 年 11 月 1 日から施行する。〔以下略〕
- 2 この訓令による改正後の第 1 条の改正規定中勤務例に関する部分は、昭和 56 年 9 月 1 日から適用する。

附 則(平成元年 3 月 29 日県本部訓令第 3 号)

この訓令は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 2 年 3 月 26 日県本部訓令第 12 号)

この訓令は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 5 年 4 月 19 日県本部訓令第 19 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成 15 年 10 月 9 日県本部訓令第 22 号)

この訓令は、平成 15 年 10 月 9 日から施行する。

附 則(平成 21 年 12 月 28 日県本部訓令第 64 号)

この訓令は、平成 21 年 12 月 28 日から施行する。ただし、様式第 1 号の改正規定は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 24 日県本部訓令第 8 号)

この訓令は、令和 2 年 3 月 27 日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 27 日県本部訓令第 9 号)

この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 1 月 26 日県本部訓令第 3 号)

この訓令は、令和3年1月26日から施行する。